

# 「地域のお茶の間」募集要項

## 1. 「地域のお茶の間」事業とは

「地域のお茶の間」事業は、身近な場所で気軽に集まることができる、市民の自立的運営による多様な“出会いの場”、“交流の場”、“仲間づくりの場”を支援し、より多くの「場の提供」を推進していくものです。



市民の方（個人・団体・企業・・・）が所有する空き部屋やスペースを活用し、地域における高齢者の憩いの場や悩みをお持ちの方の交流・相談の場として提供していただくことで、生きがいと交流、仲間づくりを進める「地域のお茶の間」として、我が家に居るような感覚で、わいわい賑わってもらえるスペースづくりを目的とします。

## 2. 「地域のお茶の間」の要件

この事業に提供していただける場所は、以下のとおりとします。

- (1) あなたのお家の空き部屋やオープンガーデン
- (2) お店の中のひと区画（薬局、床屋、カフェなど）
- (3) 自治会館（社協のふれあいいいきいきサロン含む）
- (4) 福祉施設や企業のホール
- (5) その他、人が集まれるようなスペース

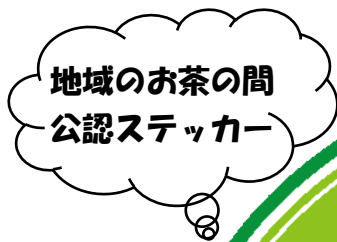
※ただし、営利目的や宗教活動を目的とする場合を除きます。

## 3. 「地域のお茶の間」エントリーシートの提出

場所の提供者は、エントリーシートに添付書類を添付し、提出してください。

※提出先：市役所福祉政策課 電話：048-568-5041（直通）





#### 4. 「地域のお茶の間」の承認等

提出されたエントリーシートを市で審査し、承認（不承認）を決定します。また、承認された「地域のお茶の間」の提供者には、認定通知書及びステッカーを送付します。

#### 5. 「地域のお茶の間」に係る遵守事項

場所の提供者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) エントリーシートに記載した内容どおり「地域のお茶の間」を開設してください。
- (2) 「地域のお茶の間」に破損等が生じた場合は、自らの負担と責任において対応してください。
- (3) 「地域のお茶の間」への近隣住民からの苦情その他の意見の申出に対しては、誠意を持って対応してください。
- (4) 「地域のお茶の間」で、利用者との間に発生したトラブルについては、自らの責任において対応してください。

#### 6. 認定の取消し等

- (1) 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができます。
  - ① 虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
  - ② 上記5の「遵守事項」を遵守しなかったとき。
  - ③ その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。
- (2) 「地域のお茶の間」を閉鎖しようとするときは、事前に市へ連絡しなければなりません。